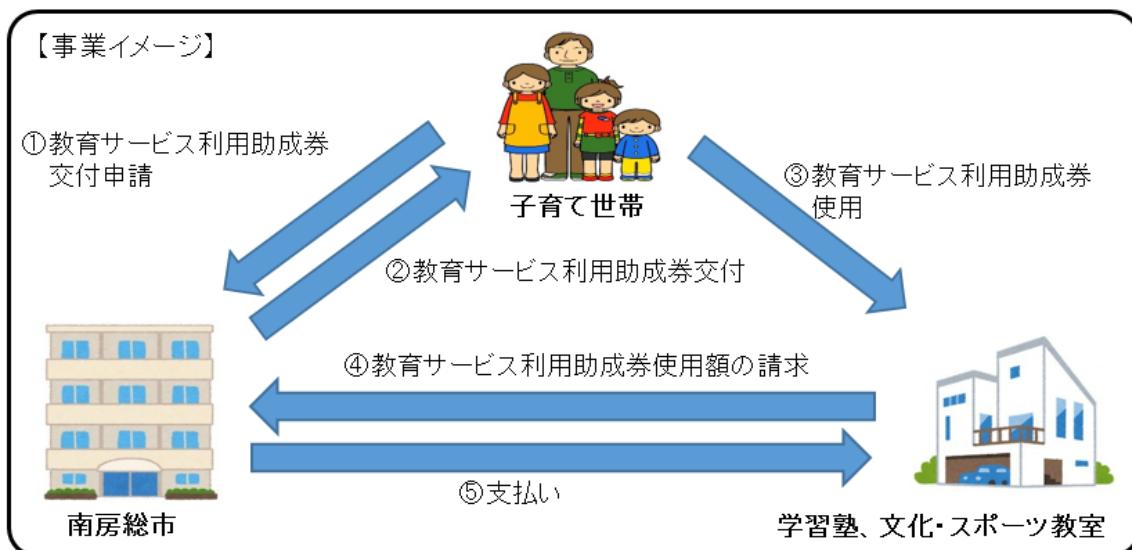


学校外教育サービス利用助成事業

令和8年度 利用者 募集要項

1 学校外教育サービス利用助成事業とは

子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市立小学校などに通学している5・6年児童及び市立中学校などに通学している1年～3年生徒の保護者を対象に、学習塾及び文化・スポーツ教室の学校外教育にかかる塾代等の費用を助成する事業です。



2 助成対象者

小学校5・6年生の児童 及び 中学校1～3年生の生徒（令和8年4月時点）

3 申込資格

上記助成対象者の保護者で、南房総市に居住し、かつ南房総市の住民基本台帳に登録されている方。現時点で習い事の予定が未定でも申請できます。

4 助成額

小学校5・6年生の児童の保護者 48,000円（年額）

中学校1～3年生の生徒の保護者 60,000円（年額）

※申請時期により異なります。

5 申請方法

別添の「教育サービス利用助成券交付申請書」に必要事項を記入し、南房総市教育委員会子ども教育課へ提出してください。

6 書類審査及び決定通知

申請された方を対象に書類審査を行い、交付決定を行います。
書類審査の結果は、申請された方全員に郵送でお知らせします。

7 「教育サービス利用助成券」の利用先

この事業に、参画事業者として登録された学習塾及び文化・スポーツ教室

- ① 小・中学生を対象として、特定の事業所等に生徒を集め、集団または個別に補習、教科指導等の学習指導を行うプログラム
- ② 主に小・中学生を対象として、文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラム

※文化・スポーツ教室の範囲については、主に小・中学生を対象とした稽古ごとや練習の指導を行うプログラムで、小・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると南房総市が認めたものです。

(例) 文化教室：音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコン、茶道など
スポーツ教室：水泳、球技、武道、ダンスなど

- ③ 通信教育・自宅でのe ラーニング（遠隔教育）等の通信によるサービス

この事業に参画している学習塾及び文化・スポーツ教室(参画事業者)については、南房総市ホームページに掲載しています。

【南房総市ホームページ】



URL : <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000007632.html>

8 その他

この募集要項及び学校外教育サービス利用助成事業については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（祝日を除く月～金 8時45分～17時00分）

南房総市教育委員会 子ども教育課

電話 0470-46-2966